

公的研究費等の不正使用防止に関する内部監査規程

(目的)

第1条 不正の発生の可能性を最小にすることを旨し、全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、これらに加え、当財団の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査(リスクアプローチ監査)を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ることを目的とする。

(モニタリング・監査)

第2条 公的研究費等の適正な管理のため、財団全体の視点からモニタリング及び監査体制を整備し、実施する。

(内部監査)

第3条 内部監査担当は、毎年度毎に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを実施する。また、公的研究費等(以下、「研究費」という。)の管理体制の不備の検証も行う。

(監査内容)

第4条 内部監査担当は、前条に加え、不正防止推進室との連携を強化し、財団の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなど含めたリスクアプローチ監査を実施する。

(責任者)

第5条 内部監査担当責任者は、財団経理担当課長とする。

(連携強化)

第6条 内部監査担当責任者は会計監査人との連携を強化する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。